

日医発第1111号（保339）
令和 3 年 2 月 1 0 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中 川 俊 男
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 2 件（E3（新項目）、E2（既存項目・変更あり））が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 3 年 2 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌 4 月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令 3. 1. 29 保医発 0129 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発 0129 第 1 号
令和 3 年 1 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 3 年 2 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 3 (4) ア中「F E I A 法又は L A 法」を「E L I S A 法、F E I A 法又は L A 法」に改める。
- 2 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 4 に次を加える。
(29) 15 歳以下の小児におけるアトピー性皮膚炎の重症度評価を行うことを目的として、E L I S A 法により血清中の S C C A 2 量を測定した場合は、本区分の「35」抗デスマグレイン 1 抗体の所定点数を準用して、月 1 回を限度として算定する。ただし、本検査及び区分番号「D 0 1 5」血漿^{しょうたん}蛋白免疫学的検査の「18」T A R C を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D002 (略) D003 糞便検査 (1)～(3) (略) (4) カルプロテクチン(糞便) ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、<u>ELISA法、FEIA法又はLA法</u>により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ・ウ (略)	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D002 (略) D003 糞便検査 (1)～(3) (略) (4) カルプロテクチン(糞便) ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、<u>FEIA法又はLA法</u>により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ・ウ (略)

(5) (略) D004～D013 (略) D014 自己抗体検査 (1)～(28) (略) <u>(29) 15歳以下の小児におけるアトピー性皮膚炎の重症度評価を行うことを目的として、ELISA法により血清中のSCCA2量を測定した場合は、本区分の「35」抗デスモグレイン1抗体の所定点数を準用して、月1回を限度として算定する。ただし、本検査及び区分番号「D015」血漿^{しょうたん}蛋白免疫学的検査の「18」TARCを同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u>	(5) (略) D004～D013 (略) D014 自己抗体検査 (1)～(28) (略) (新設)
--	--

新たに保険適用が認められた検査

令和3年1月29日 保医発0129第1号（令和3年2月1日適用）

No.1

測定項目	SCCA2 キット
販売名	イムキュアSCCA2
区分	E3（新項目）
測定方法	酵素免疫測定法（ELISA 法）
主な測定目的	血清中の SCCA2 の測定（15 歳以下の小児におけるアトピー性皮膚炎の重症度評価の補助）
点数	D014 自己抗体検査 35 抗デスモグレイン1抗体 300点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D014 自己抗体検査 (1)～(28) (略) <u>(29) 15 歳以下の小児におけるアトピー性皮膚炎の重症度評価を行うことを目的として、ELISA法により血清中のSCCA2量を測定した場合は、本区分の「35」抗デスモグレイン1抗体の所定点数を準用して、月1回を限度として算定する。ただし、本検査及び区分番号「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「18」TARCを同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u>

No.2

測定項目	カルプロテクチンキット
販売名	カルプロテクチン モチダ
区分	E2（既存項目・変更あり）
測定方法	酵素免疫測定法（ELISA法）
主な測定目的	糞便中のカルプロテクチンの測定（炎症性腸疾患の診断補助及び潰瘍性大腸炎の病態把握の補助）
点数	D003 糞便検査 9 カルプロテクチン糞便 276点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D003 糞便検査 (1)～(3) (略) (4) カルプロテクチン（糞便） ア 「9」のカルプロテクチン（糞便）を慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助を目的として測定する場合は、<u>ELISA法、FEIA法又はLA法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定さ</u>

	れ、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ・ウ （略） (5) （略）
--	--

（日本医師会医療保険課）